

令和5年3月末日までの間、以下のとおり運用します。

第2 施工期限選択可能制度(フレックス工期契約制度)

3 工期等の設定

(1) 工事開始日選択可能期間

契約日の翌日から工事開始期限までの期間をいうものであり、当該期間は120日を越えないものであること。

ただし、債務負担行為(ゼロ国債、ゼロ県債等)に係るものについては、180日以内とすることができる。

建設工事早期契約制度及び施工期限選択可能契約制度(フレックス工期契約制度)実施要領

建設工事の計画的な発注をもって工事の平準化及び受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とすることにより、ゆとりある工事の促進を図るため、次により建設工事早期契約制度及び施工期限選択可能契約制度を実施する。

第1 早期契約制度

1 目的

発注者は工事開始時期が特定される建設工事の発注に当たって、あらかじめ当該工事の工事開始日を発注者が指定した上で、契約日の翌日から工事開始日の前日までの間を「猶予期間」として定めることにより、計画的な発注を行い工事の平準化を図るものとする。

2 対象工事

前記1の「特定される建設工事」とは、次の各号に掲げる基準に適合する工事が発注者が必要と認めたものとする。

(1) 工事着手時期が特定されている工事であること。

(例：出水が予想される河川工事、観光シーズン後の工事、家屋移転等を待っての工事、樹木の植栽工事等)

(2) 諸条件を考慮して繰越が生じない工事であること。

(3) 用地が確保されている工事であること。

3 工期等の設定

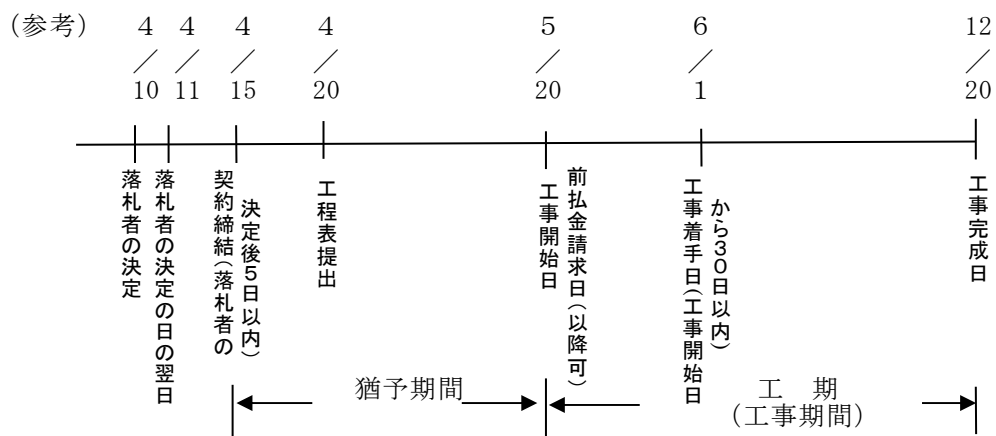
(1) 猶予期間

契約日の翌日から発注者が指定した工事開始日の前日までの期間をいうものであり、当該期間は後記(2)の工事期間のおおむね30パーセント以下、又は60日を越えないものであること。

ただし、債務負担行為(ゼロ国債、ゼロ県債等)に係るものについては、工事期間にかかわらず90日以内とすることができる。

(2) 工期(工事期間)

設計書に定められた工事開始日から工事完成日までの期間。



4 前払金の取扱い

前払金の取扱いについては、長野県建設工事標準請負約款第 34 条に定めるところにより行うものであるが、請求は工事開始日からできるものとする。

5 その他

(1) 工事起工伺いの取扱い

ア 工事起工伺いの「施行上の注意」欄に「早期契約制度」と朱書きすること。

イ 起工伺いの「伺い」欄の「工事完成期限 着工の日から 日間」を削除し「工期 平成〇〇年〇月〇日から、平成〇〇年〇月〇日までの〇〇日間」と記載すること。

(2) 入札公告等の取扱い

ア 入札の実施についての入札公告の「工期」欄に「(○) ただし、この工事は「早期契約制度」により発注しますので、工事開始日は平成〇〇年〇月〇日です。」と記載すること。

また、「支払条件」欄に「(○)ただし、前払請求は工事開始日からできます。」と記載すること。

イ 入札の執行の際は「当該工事は、早期契約制度の適用工事である。」旨を告げること。

(3) 建設工事請負契約書の取扱い

ア 建設工事請負契約書の工期には、前記 3 (2) の工期を記載すること。

(参考)

工期 自 平成〇〇年〇月〇日
至 平成〇〇年〇月〇日

イ 請負契約約款第 34 条第 1 項に「ただし、請求は工事開始日からとする。」と記載すること。

ただし、当該年度歳出予算を伴わない債務負担行為に係る工事については「ただし、請求は〇〇年〇月〇日以降とする。」と記載すること。

第2 施工期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）

1 目的

発注者は工事開始時期・工事完成期限等が特定されない建設工事の発注に当たって、あらかじめ当該工事の契約日の翌日から一定期間内に受注者が工事開始日を選択できる「工事開始日選択可能期間」を定めることにより、受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とし、ゆとりある工事の促進を図るものとする。

2 対象工事

前記1の「特定されない建設工事」とは、次の各号に掲げる基準に適合する工事で発注者が必要と認めたものとする。

- (1) 予定価格が500万円以上の工事であること。
- (2) 諸条件を考慮して繰越が生じない工事であること。
- (3) 用地が確保されている工事であること。

3 工期等の設定

(1) 工事開始日選択可能期間

契約日の翌日から工事開始期限までの期間をいうものであり、当該期間は後記(2)の工事期間のおおむね30パーセント以下、又は60日を越えないものであること。

ただし、債務負担行為（ゼロ国債、ゼロ県債等）に係るものについては、工事期間にかかわらず90日以内とすることができる。

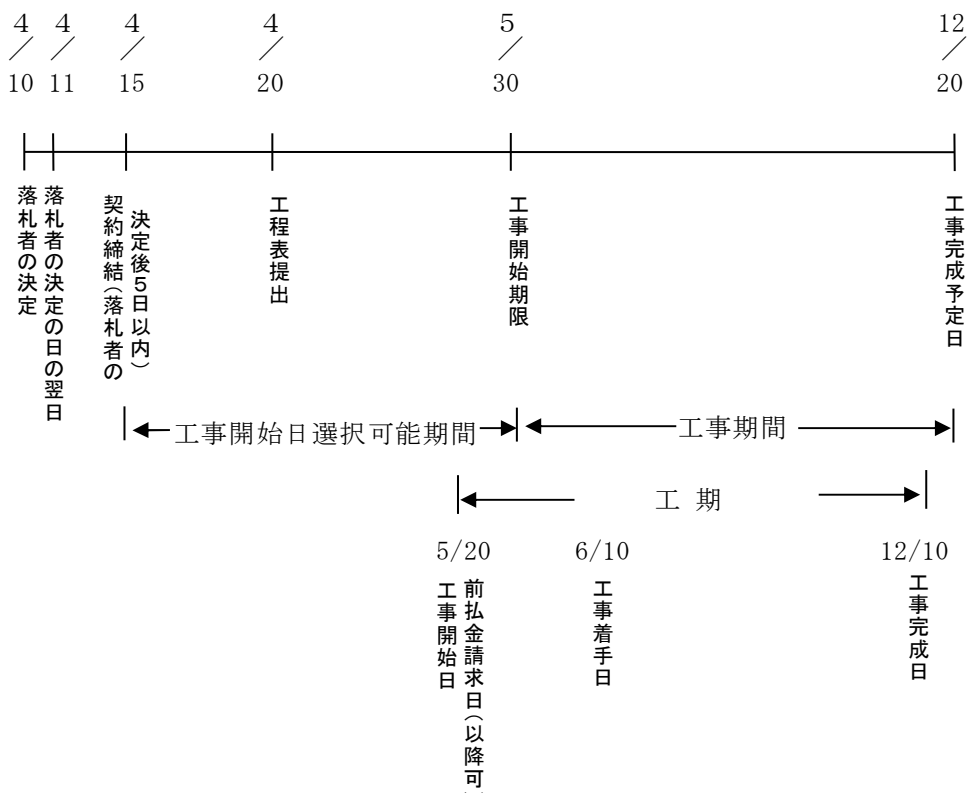
(2) 工事期間

設計書に定められた工事開始期限から工事完成予定日までの期間。

(3) 工期

契約締結時に受注者が工事開始日選択可能期間内において選択した工事開始日からの工事期間。ただし、受注者の申出によって工事期間を短縮することができる。

(参考)



4 前払金の取扱い

前払金の取扱いについては、長野県建設工事標準請負約款第 34 条に定めるところにより行うものであるが、請求は工事開始日からできるものとする。

5 その他

(1) 工事起工伺いの取扱い

ア 工事起工伺いの「施行上の注意」欄に「フレックス工期契約制度」と朱書きすること。

イ 起工伺いの「伺い」欄の「工事完成期限 着工の日から 日間」を削除し、「工期」とし、「工事開始日から 日間。ただし、工事開始期限は平成〇〇年〇月〇日」と記載すること。

(2) 入札公告等の取扱い

ア 入札の実施についての入札公告の「工期」欄に「(○) ただし、この工事は「フレックス工期契約制度」により発注しますので、工事開始期限は平成〇〇年〇月〇日です。」と記載すること。

また、「支払条件」欄に「(○)ただし、前払請求は工事開始日からできます。」と記載すること。

イ 入札の執行の際は「当該工事はフレックス工期契約制度の適用工事である。」旨を告げること。

(3) 建設工事請負契約書の取扱い

ア 建設工事請負契約書の工期には、前記 3 (3) の工期を記載すること。

(参考)

工 期 自 平成〇〇年〇月〇日

至 平成〇〇年〇月〇日

イ 請負契約約款第 34 条第 1 項「ただし、請求は工事開始日からとする。」と記載すること。